

相続対策

家族協議から家裁の調停まで



西村正越

Shoetsu Nishimura

文芸社

『Boon-gate』のPDF作品を ご覧いただく前に…

操作について

- 作品の多くは「もくじ」のページで、進みたいページの項目を押せば、そのページまでジャンプし、また、ジャンプしたページのタイトルを押せば、目次のページに戻るよう設定しております。
- 直前に開いていたページに戻るには、画面上の「◀」ボタンで、直前に開いていたページに戻ります。

読み方いろいろ

- 通常は画面の「倍率」が100%前後になっていますが、「倍率」を150%まで高めると文字が読みやすい大きさになります。
- 通常は「見開きページ」で設定されていますが、「単一ページ」にすると読みやすく感じます。
- 読み進めるときは、「十字キー」を使用すると手軽です。
- 「サムネイル機能」を使用して読み進めると、2～3頁からとばし読みするのに便利です。
- 頁を「回転」させることが可能です。地図などを拡大して見るときに便利です。

http://www.bungeisha.com/PDF_is/05-top1.html でPDF作品についての説明を致しております。ご参照ください。

相続対策

家族協議から家裁の調停まで

西村正越

Shoetsu Nishimura

文芸社

相続対策——家族協議から家裁の調停まで

本書の主題は相続にどう対処するか、その具体的方法を示したものです。

今、何をすべきかを教える本です。

相続は必ずいつかやってきます。早いか遅いかの違いだけです。その時になつてあわてても本当に遅いのです。

親が死んでからでは遅過ぎます。

今できることに、すぐ取りかかるべきです。

はじめに

日本人の個人資産は約一千四百兆円といわれ、その八割を五十歳以上の中高年層が保有しているといわれます。そして二〇〇五年の上期には、死亡者数が出生者数を上回りました。おおかたの予想よりも早く、人口の減少が始まったのです。

このことは何を示しているでしょうか。豊かな資産を持った高齢者の年齢がますます高くなるにつれて、その死亡率も高くなると思われます。そこで問題になるのが「遺産相続」です。

本書は、今相続に直面している方、また将来問題が起りそうな方、すでに問題がこじれて困っている方に参考になればと考え、私自身が経験したことをまとめたものです。百の相続事例があれば、その事情も百通りでしょう。相続がス

ムーズに運べばそれに越したことはありませんが、もつれた場合には、どんなことが起きるのか。その解決手段として家庭裁判所での調停があります。

家庭裁判所での調停とは何か。それを有利に導くにはどうすればよいのか、私 が体験したことを紹介し、また交渉の過程で得た教訓も追記しました。舌足らずで言い尽くせないところもありますが、法律解釈などに疎い一般の人が調停に臨む上での一つの示唆になればと願っています。

なお、遺産相続の法律に関する事柄につきましては、専門家が書かれた本を参考 にされ、本書と併せてお読みいただくとよいと思います。

相続は親の生存中から始まっています

親が死んでからあわてて取りかかるようでは遅すぎます。それでは兄弟姉妹に遅れをとってしまいます。

「なーに、どうせ法定相続分は法律で保障されているから大丈夫さ。うちの兄弟は仲がいいからそんな心配は無用さ。親がうまくやってくれているさ」

こう思っていますか。このような考えは甘すぎます。

相手はあなたが思っている以上に対策を講じている場合があります。今すぐあなたも対策を講じなければ後で大変なことになりますよ。実際にそのことで泣いた私が言うのですから間違いありません。

では、具体的にはどうすればよいのでしょうか。まず整理して考えてみましょう。状況別に三つに分けてみます。

- (1) 親が健在である場合
- (2) 親が病氣療養中で余命いくばくもなく、すぐにでも相続の問題に直面しそうな場合

(3) 親が死亡して現在相続で争っている場合

(1)、(2)、(3)のすべてに言えることは、まず第一に弁護士に相談することです。

一般的に弁護士に相談する場合は、相続が始まってから行動する人が多いようですが、これでは遅すぎます。せっかくなのでいいアドバイスを受けても、それを生かすことができなくなってしまう例が多いからです。親が死んだ後ではもう打つ手がないからです。

特に(1)と(2)の場合は今すぐ行動してください。詳細は第二章の弁護士との関わり方、第三章の私の体験から得た教訓で述べていますので、ぜひ参考にしてください。

相続対策——家族協議から家裁の調停まで ● 目次

はじめに——4

相続は親の生存中から始まっています——6

第一章 相続問題がもたらしたもの

・まさかの骨肉の争い——14

・私の相続問題の概略——18

・相続の詳しい経緯——23

- ・父の臨終に呼ばれなかった ————— 27
- ・母、義兄、姉の変心 ————— 30
- ・家裁での調停 ————— 34
- ・調停の進展と結果 ————— 41
- ・調停書の誤りを指摘し、訂正させる ————— 47
- ・法務局で土地登記をする際の出来事 ————— 53

第二章 調停における実際の攻防

- ・調停は駆け引き ————— 58
- ・双方の仲を取り持つとは限らない ————— 63
- ・差が大きかった土地の評価額 ————— 71
- ・悪しき先入観 ————— 76

・調停の結果と家裁への不信感—— 78

・調停でどう戦うか—— 81

第三章 体験から得た教訓

・弁護士との関わり方—— 90

親族での話し合いの場で得たこと—— 93

教訓1 遺言を書いてもらうこと（公正証書遺言書を作ってもらって） 96

教訓2 親との約束は必ず文書に残すこと 97

教訓3 弁護士には早い時期に相談すること 98

教訓4 税理士に相談すること 106

教訓5 金銭の授受は証拠を残すこと 110

教訓6 遺産に土地がある場合は市の都市計画開発課へ行くこと 110

教訓 7 親兄弟を信用しないこと 114

教訓 8 遺産目録も疑ってかかること 116

教訓 9 生前贈与が隠されていることがある 119

教訓 10 不動産鑑定士に相談するのも一つの手である 122

教訓 11 土地の評価額の不服を申し立てることもできる 122

教訓 12 不動産屋と親しくなること 124

教訓 13 登記は司法書士に頼まなくても自分でできる 125

教訓 14 役所の窓口で預り証をもらうこと 127

教訓 15 日記が役に立つこと 129

家裁（調停）で得たこと

教訓 16 調停になったら委嘱調査を申し出ること 131

教訓 17 調停の場は戦場、きれいごとを言っていると負けてしまう

教訓 18 調停書の中身を確認すること 132

教訓 19 口約束でもあきらめずに何らかの証拠を探すこと

135

第四章 遺言書を残してもらう方法（頼み方）

・親に遺言を書いてもらう時の頼み方——

138

おわりに

148

第一章

相続問題がもたらしたものの

まさかの骨肉の争い

私は人間とは約束を守るからこそ、人間としての資格があると思っています。約束が守られてこそ、この社会が円満に、平和に成立しているのだと信じています。

このたび、私は遺産相続に直面し、信じていた人達に簡単に約束を破られようとは夢にも思いませんでした。人間それも血を分けた兄弟姉妹に裏切られ、ましてや実の母親にさえ約束を破られるとは予想だにしていませんでした。

父の死から一年間争い、現在、相続は終了しました。家庭裁判所での調停が成立し、遺産が分割され、不動産の登記もすでに済みました。一応相続の手続きは終わり、ここに遺産相続問題は解決しました。

しかし、私の心の中には、虚しさでポツカリと穴が開いたようでやりきれなさ

が残っています。日々の生活にさえ力が入らず、体全体が何か抜け殻のような感じます。

何をしてもし身が入らず、何かをしようという気力すら湧いてきません。それほど心身ともに打ちのめされた気分です。

他人に騙されたのなら諦めもつきませんが、信じていた肉親にそんなことをされたという、どうしようもないくやしさが残っているからです。それが一番辛いのです。

相続で骨肉の争いなどということは、テレビドラマか映画の世界での話で他人事のように思っていました。現実には我が身に降りかかってこようとは思っていませんでした。小さな争いぐらひは起こるかもしれないが、自分の身内ならうまく解決できると、たかをくくっていました。

しかし、結果的には、大変不幸なことになりました。私にとって不満が残る分割法となり、その上、親子、兄弟の縁まで切れ、二度と元通りにならぬほどに関

係が悪化してしまったのです。

でも、このように私にとって不満な結果になったからといって、いつまでも嘆いてばかりもいられません。私はこの辛い体験を忘れず、また現在の落ち込んだ気持ちを立て直すために、今回のことから得たものを本にまとめる決心をしました。

相続を扱った本はたくさんあります。おそらく数十冊にはなるでしょう。その中でも専門的な法律書は別にして、一般人向けの本は十冊程度でしょう。一年前に父を亡くし、考えもしなかった相続問題に巻き込まれ、必要に迫られて相続に関する本を探しました。まず町の書店で二、三冊買いこみ、それでは足らず大きな書店でもう二、三冊購入して読みました。

そして、相続の話し合いがもつれ、相手方に家庭裁判所に持ち込まれる事態になりました。それから家裁のことを調べようとして図書館へ足を運びました。家裁のことを専門的に書いてある本もあるにはありましたが、家裁の制度と役割の

解説にとどまっていた。ほとんどが専門家の弁護士か、裁判所関係の方の書いたものばかりで、素人の書いた体験談などはありませんでした。

私としては、家裁（調停）へ向けての準備と対策を知りたかったのですが、それに答えてくれる内容のものは、結局見つかりませんでした。

今相続が終わってみて、それならばいっそ私の経験したことを本に書いてみようと思いました。一つは私のこの体験を記録して残し、私の子供、孫に読んでほしいこと。もう一つは、この本を家庭裁判所の人、法務局の人にも一度見てもらいたいと思ったからです。その理由は後述します。さらにこれから相続問題に関わる人の少しでも参考になればと思いました。

相続の話し合いが、当事者間で穏やかにまとまればこんなによりことはありません。それが理想です。仲良く分けて分割協議書にサインして捺印すれば、それですべて終わりです。その後も兄弟付き合い、親戚付き合いが今まで通りにできます。でも現実にはそんなことは少ないのです。お金、それも億単位、さらに土

地が絡んでくると、なかなか人間、そう上品にはいきません。

私は今回の相続で嫌というほど人間の欲深さ、醜さを見せつけられました。銭ぜに金が絡むと人間は本性がむき出しになるものです。本当に怖いものだと思います。その姿こそ、その人間の本質なのです。

私はそれを実の母、義兄、姉に見せつけられました。もちろん、私も同じように相手方には見えたことでしょう。それと同時にいかに私の考え方が甘いもので、世間知らずであったかということも痛感させられました。その反省から生まれたのがこの本です。

私の相続問題の概略

私の場合の相続についてお話しします。

私は農家の長男に生まれましたが、獣医師になることを志し、大学に進学しま

した。私が農業を継げないと思った両親は、姉に婿養子を迎えることを考えたのです。私が大学に在学中に、事後承諾の形で強引に行なわれました。父が所有する財産は、農地、山林、家屋敷、田畑から造成された宅地、現金、預金などです。

その時父は、「農地、家屋敷は姉夫婦に、宅地は長男のお前に相続させる」と私に約束しました。

しかし、約束どおりに分けると自分達の取り分が少なくなると不満に思った姉夫婦が母を取り込み、父の生前からの約束を無視して私を家庭裁判所へ訴え、強引に法定分割にしてしまったのです。

身内だけの話し合いの場で、農地、家屋敷、山林をすべて取っておきながら、私に相続させると約束した宅地をも自分達が多くせしめようと企てて、まんまとそれを成し遂げました。

今回の相続の事例では、法律上は何も問題となるものはありません。通常の法

定分割に従って遺産が相続されました。

私が問題にしているのは、法律以前のことなのです。家裁に持ち込む以前に、相続人同士で分割がなぜできなかったのかということです。家族間、親子間での約束に基づき分割されるべきであったのに、一部の相続人が父の生前に決めていた約束を反古にし、自分達に有利な法定分割に持ち込んだことに憤慨しているのです。

父の生きている間は、その約束を守るかのように振る舞っておきながら、父の死後、とたんに手の平を返したようにそのような約束はなかったと主張し、それを家裁の調停でも認めさせたのです。

私は、彼らがこのようなことをするとは夢にも思っていませんでした。たとえ、私と姉夫婦がそういうことで争ったとしても、母だけは子供には公平に接してくれると信じていました。私は、肉親であれば、そこまで悪いことはしないでらうという甘い考えを持っていました。本当に迂闊うかつでした。それこそ総領の甚六

と言うのでしょうか。

本書は、私が相続で揉めて義兄に家裁に訴えられて、調停の場で悩み苦しみがいた経験から書いたものです。私が苦しんだ中から何か得るものがあるはずで、皆様のお役に立つことが一つぐらいはあるだろうと思いました。

一般人は何かないと裁判所へ入ることはまずありませんから、体験者の話は貴重であろうと思います。私は法律の専門家ではありませんので、うまく表現できない部分もあるでしょう。しかし、経験者でなければ気づかないこともあります。専門家の視点も大事ですが、素人のほうが案外よく見える場合もあります。素人の視点が鋭い場合もあります。

私は今回のことで初めて家裁のご厄介になりました。普通一般人は裁判所とは無縁なものです。それが当たり前です。できればこのようなところとは関係のない生活がしたいものです。でも時として争いの中に放り込まれることも長い人生にはあります。

家裁あるいは裁判所と聞くと、ある種畏敬の念を抱きませんか。それは裁判官に対しての尊敬の念であり、またさらにそこで働いている人々が持っている崇高な理念からもたらされるものです。このように、私にとって、裁判所とは尊厳に光り輝く存在でした。しかし、私には今回のことでその光がずいぶん色褪せたものに見えてきました。はっきり言えば、不信任に満ちたものになってしまいました。

裁判所の職員、あるいは裁判に直接関わる人々も、所詮は普通の人間なのだと
いうことです。

どういう意味かと申しますと、人間ですから感情があるでしょうし、機械ではないので間違いを犯すこともあるということです。その間違いの中には、うっかりミスもあれば、ついつい怠け心からのミス、勘違いのミスもあるでしょう。しかしミスはミスであるので、ミスとわかった時点で素直にそれを正す必要があります。絶対にこれは正さなくてはなりません。何しろ裁判所なので。大げ

さなことを言うつもりはありませんが、三権の大事な一翼を担っているのですから。

私は人生で一番の重大事とも言える相続の場において、家裁で大変な目に遭わされました。なぜ私がこのような目に遭わされなければならぬのかと、その不運を恨みました。

これを泣き寝入りすることなく明らかにするべきだと確信しています。今後私と同じ苦汁をなめさせられる人が出ないためにも、少しでも参考にしていただければと思います。

相続の詳しい経緯

私は地方の都会地に近い農家の長男でした。五歳上の姉が一人います。私は大に進みました。家業を継ぐことはできませんでした。そこで両親は姉に婿養子

を取ることになりました。養子さんに来てもらう時に、ある約束が父母から私に言い渡されました。

「お前には宅地となつてゐる土地を全部やろう。その代わり、姉夫婦には農業が支障なく続けられるように、田畑、家屋敷、山林の全部をやってくれ」

私としては、農業ができませんのでそれを承知いたしました。ただし、それは父母との口約束でした。両親が半ば一方的に私に言い渡したもので、文書にして残したものではありませんでした。

私はその時、文書化しないことに対して一抹の不安は感じました。しかし**両親を信じて**それ以上のことは要求しませんでした。子供にとつては、両親を信じなくてほかに何を信じろと言うのでしょうか。これ以上確実に安心で信頼のおけるものはないのですから。

ところが後に、このことが大失敗の元であつたことに気づかされましたが、時すでに遅しで、取り返しつかないことになってしまいました。

相続時の争点の一つとなったこの約束の件は、姉に「文書に残してないので何の意味も効力もない」と言われてしまいました。両親を信じ切っていた私は文書にしておこうなどとは思いませんでした。親は子供を裏切らないもの、子供を騙さないもの、我が身を犠牲にしても子供を守るものと思っていたからです。

大学を卒業させてもらった両親に感謝の気持ちで、私は動物病院を開業してから、月々六万円を十年間渡し続けていました。決してらくではない中から捻出していました。両親には愚痴だけはこぼしませんでした。以来二十五年間、両親に経済的に甘えたこともありませんでした。

一方、親にしてみれば、一緒に住み、寝食をともにし、家業を継いでくれた子供をのほろ可愛く思うのは当然でしょう。生前贈与も子供にせがまれば、いくらでもやるでしょう。

私は生前贈与のことを憤っているではありません。そのことをひたすら私に隠し続けたこと、しかも親子して私に知られないように振る舞っていたことに腹

途中省略

本編はダウンロード時間短縮のため省略版でお届けしています。
途中省略なしの完全版をご希望の方は製品版をご「購読」ください。

相続対策——家族協議から家裁の調停まで

2006年2月15日 電子出版発行

著 者 西村 正越

発 行 者 瓜谷 綱延

発 行 所 株式会社文芸社

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-10-1

電話 03-5369-3060 (編集)

03-5369-2299 (販売)

<http://www.boon-gate.com>

© Shoetsu Nishimura 2006 Corded in Japan

ISBN4-286-00698-0

(文芸社発行の通常書籍 (紙の本) については、全国書店でお尋ねいただくか、「文芸社ON-LINE」
サイト、<http://www.bungeisha.co.jp> を御参照ください。)

新 06.01.23 Y.H.